

協議第20号

## 健康福祉関係事業について

健康福祉関係事業について、次のとおり提案する。

平成16年12月22日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会  
会長 中村 功一

記

健康福祉関係事業については、別紙のとおりとする。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.1

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業	
調整方針	高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、児童福祉、生活保護、国民健康保険、保健衛生及び病院(診療所)については、東近江市の制度及び方針に統一する。 ただし、別に調整が必要な事業については、各項目で定めるとおりとする。			目次 1.高齢者福祉 … 1~ 2.介護保険事業 … 5~ 3.障害者福祉 … 7~ 4.児童福祉 … 14~ 5.生活保護 … 17~ 6.国民健康保険事業 … 18~ 7.保健衛生 … 25~ 8.病院(診療所) … 29~
	項目	1 東近江市 (現況及び方針)	2 能登川町	3 蒲生町
1. 高齢者福祉	国・県が定める制度で旧市町が実施している事業については、引き継ぐことを基本に調整する。 旧市町が独自に実施している制度・事業については、その事業効果を十分に検討し調整する。			【説明】 老人保健福祉計画 市町が老人の保健福祉を推進するため老人保健法及び老人福祉法に基づいて定める計画。なお、介護保険事業計画と一体的に策定するものであり、5年を1期として3年ごとに見直す。 現在の計画は、平成15年度から19年度までの計画であり、3年目にあたる平成17年度に内容の見直しを行い、新たな計画(平成18年度～20年度)を策定する。
老人保健福祉計画	老人保健福祉計画については、平成18年度からの新たな計画を東近江市において策定する。ただし、平成17年度までは、それぞれ旧市町の計画とする。	【老人保健福祉計画】 (名称) 能登川町老人保健福祉計画・介護保険事業計画  (計画期間) 平成15年～19年度(5年間)	【老人保健福祉計画】 (名称) 蒲生町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画  (計画期間) 同左	
外出支援サービス事業	外出支援サービス事業については、現行のとおり引き継ぎ、合併後2年以内に統一するよう調整する。  旧市町の状況 (対象者) おおむね65歳以上の高齢者であって、一般交通機関を利用することが困難な者  (内容) 医療機関、福祉施設等への送迎  (実施方法) 東近江市社会福祉協議会等へ委託  (利用者負担) なし	(対象者) おおむね65歳以上で、心身の障害や疾病等の理由により一般の公共交通機関を利用することが困難な者  (内容) 医療機関、福祉施設等への送迎  (実施方法) 能登川町社会福祉協議会へ委託  (利用者負担) なし	(対象者) 65歳以上の寝たきり状態の者及び寝たきり状態に準ずる者 重度の歩行障害のため車椅子等を利用することが困難な者 前2号に準ずる者で町長が必要と認めたる者  (内容) 在宅介護サービス及び介護予防事業への参加 町及び福祉団体等が主催する介護予防事業への参加 その他町長が必要と認めたる場合  (実施方法) 蒲生町シルバー人材センターへ委託  (利用者負担) なし	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.2

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業		
		1 市 2 町 の 現 況			
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町		
生活管理指導員派遣事業	<p>生活管理指導員派遣事業については、平成17年度から統一するよう調整する。</p> <p>旧市町の状況 (対象者) 要介護認定において自立と判定されたおおむね65歳以上の高齢者等で日常生活が困難な者</p> <p>(内容) 生活管理指導員が訪問し、家事援助・相談・指導等を行う。</p> <p>(実施方法) 社会福祉協議会、民間業者等へ委託</p> <p>(利用者負担) 1回1時間以内150円、1回300円 等</p>	<p>(対象者) 要介護認定において自立と判定された高齢者等で社会適応が困難な者</p> <p>(内容) 生活管理指導員が訪問し、家事援助・相談・指導等を行う。</p> <p>(実施方法) 能登川町社会福祉協議会へ委託</p> <p>(利用者負担) 1回1時間以内150円</p>	<p>該当なし</p>	<p>【調整内容】 生活管理指導員派遣事業については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>	
配食サービス事業	<p>配食サービス事業については、現行のとおり引き継ぎ、合併後2年以内に統一するよう調整する。</p> <p>旧市町の状況 (対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯であって、調理が困難な者</p> <p>(実施日) 月～金曜日 週2～5日 昼食、夕食、昼・夕食</p> <p>(実施方法) 社会福祉法人、民間業者等へ委託</p> <p>(利用者負担) 1食当たり 250円～350円程度</p>	<p>(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯等であって疾病等の理由により調理が困難な者と認める者</p> <p>(実施日) 月～土曜日の夕食</p> <p>(実施方法) 能登川町社会福祉協議会へ委託</p> <p>(利用者負担) 1食当たり 300円</p>	<p>(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者世帯 町長が特に必要と認めた場合</p> <p>(実施日) 水・金曜日の夕食</p> <p>(実施方法) 蒲生町社会福祉協議会へ委託</p> <p>(利用者負担) 1食あたり 200円</p>		
生きがい生活支援通所事業	<p>生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり引き継ぎ、合併後2年以内に統一するよう調整する。</p> <p>旧市町の状況 (対象者) 介護保険法に規定する要支援にも該当しない者で、家に閉じこもりがちで社会参加を必要とするおおむね65歳以上の者</p> <p>(内容) 生きがい活動援助員が生活指導、健康チェック、レクリエーション、趣味活動、送迎、食事の提供等を実施</p> <p>(実施方法) 社会福祉協議会、NPO法人等へ委託</p> <p>(利用者負担) 1回 500円～1,000円</p>	<p>(対象者) 町内に住所を有し、「自立」及び介護保険法により「要支援」と判断され、家に閉じこもりがちで社会参加を必要とするおおむね65歳以上の者</p> <p>(内容) 生活指導、健康チェック、レクリエーション、趣味活動、食事の提供等を実施</p> <p>(実施方法) 能登川町社会福祉協議会へ委託</p> <p>(利用者負担) 1回 500円</p>	<p>(対象者) おおむね65歳以上の独居 介護認定で自立と判定された高齢者 前2号に準ずる者で町長が特に必要と認めた者</p> <p>(内容) 生きがい活動援助員が健康チェック、レクリエーション、趣味活動、日常生の指導、季節行事、送迎、食事の提供等</p> <p>(実施方法) 蒲生町社会福祉協議会へ委託</p> <p>(利用者負担) 同 左</p>		

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.3

協定項目番号	15 - 3	協定項目名		健康福祉関係事業
項目		1 市	2 町の現況	
	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
緊急通報システム事業	<p>緊急通報システム事業については、現行のとおり実施する。</p> <p>旧市町の状況                      (対象者)                      65歳以上の老人等であって、慢性的な疾患などにより日常生活上、常時注意を要する者で、同一敷地内または同一建物内に親族がいない者                      (内容)                      携帯用無線発信機及び緊急通報用装置を利用して、東近江行政組合消防本部、愛知郡広域行政組合消防本部に通報する緊急通信システム                      (利用者負担)                      電話基本料金及び通話料(機器は無償貸与)</p>	<p>(対象者) 同左</p> <p>(内容) 携帯用無線発信機及び緊急通報用装置を利用して、東近江行政組合消防本部に通報する緊急通信システム</p> <p>(利用者負担) 同左</p>	<p>(対象者) 同左</p> <p>(内容) 同左</p> <p>(利用者負担) 同左</p>	
寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	<p>寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、旧八日市市の例を基本に、平成17年度から統一するよう調整する。</p> <p>旧八日市市の状況                      (対象者)                      おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯であって、心身の障害及び疾病等の理由により寝具の衛生管理を行うことが困難な者                      (内容)                      乾燥・消毒 利用回数:年6回以内                      洗濯・乾燥・消毒 利用回数:年2回以内                      (実施方法)                      民間業者へ委託                      (利用者負担)                      サービスに要した費用の1割</p>	<p>該当なし</p>	<p>(対象者) 概ね65歳以上の独居または、65歳以上で3ヶ月以上臥床している者及び重度心身障害者(児)で3ヶ月以上臥床している者で寝具の衛生管理等が困難な者                      (内容) 洗濯・乾燥・消毒 利用回数:年2回以内                      (実施方法) 民間業者へ委託                      (利用者負担) サービスに要した費用の1割</p>	<p>【調整内容】                      寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.4

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業	
1 市 2 町 の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
介護用品の購入助成	<p>介護用品の購入助成については、平成17年度から要介護3以上の紙おむつ等使用者を在宅において介護している者を対象とする。 助成内容は、月額3,000円の助成券の交付とする。</p>	<p>(対象者) 要介護4又5と判定された者及び重度心身障害者等で紙おむつを必要とする者</p> <p>(内容) 申請に基づき年4回3ヶ月ごとに紙おむつを支給</p>	<p>(対象者) 65歳以上で3ヶ月以上にわたり臥床している者でおむつを必要としている者 町長が特に必要と認められた者</p> <p>(内容) 紙おむつ、尿取りパット等の領収書を添えて役場へ申請 1ヶ月5,000円を限度</p>	<p>【調整内容】 介護用品の購入助成については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>
敬老祝金	<p>敬老祝金の対象者は、平成17年度から毎年9月1日現在において85歳以上で市内に居住している者とし、支給額は5,000円とする。</p> <p>百歳祝金については、平成17年度から次のとおり統一する。 対象者:満100歳の誕生日において、市内に引き続き10年以上居住している者 内 容:金地金300グラム</p>	<p>(対象者) 9月15日現在において、77歳以上で町内に引き続き1年以上居住している者</p> <p>(内容) 90歳以上 10,000円 米寿 肖像写真 (10,000円程度) 卒寿 色紙 (5,000円程度) 喜寿 記念品 (700円程度) 白寿 記念品 (30,000円程度) 満百歳 記念品 (70,000円程度)</p> <p>該当なし</p>	<p>(対象者) 9月1日現在において、満85歳以上の者で町内に3ヶ月以上居住している者</p> <p>(内容) 祝金5,000円</p> <p>(対象者) 9月1日現在において満99歳の者で町内に引き続き3ヶ月以上住所を有する者</p> <p>(内容) 祝金200,000円</p>	<p>【調整内容】 敬老祝金については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p> <p>【調整内容】 百歳祝金については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>
敬老会	<p>敬老会については、地域の実情に合わせて自治会や地区で実施されるよう調整する。</p>	<p>(対象者) 町内在住の高齢者</p> <p>(内容) 自治会において自主的に実施され、対象者・内容ともさまざま</p>	<p>(対象者) 町内在住の満69歳以上の方</p> <p>(内容) あかね文化センターで式典及び演芸鑑賞</p>	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.5

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業											
1 市 2 町の 現 況														
項 目	東近江市 (現況及び方針)	能登川町	蒲生町											
2. 介護保険事業														
介護保険事業計画	介護保険事業計画については、平成18年度からの新たな事業計画を東近江市において策定する。ただし、平成17年度まではそれぞれ旧市町の計画とする。	(名称) 能登川町老人保健福祉計画・介護保険事業計画 (計画期間) 平成15～19年度(5年間)	(名称) 蒲生町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 (計画期間) 平成15～19年度(5年間)	【説明】 介護保険事業計画 市町が介護保険のサービス内容や保険料などについて介護保険法に基づいて3年ごとに、5年を1期として定める計画で市町老人保健福祉計画と一体的に策定するものである。 現在は第2期の事業期間中(平成15年度～19年度)であり、3年目にあたる平成17年度に内容の見直しをおこない、第3期事業計画(平成18年度～22年度)を策定する。										
保険料	第1号被保険者の保険料については、平成18年度の保険料改定に合わせ、適切な保険料を算定し統一する。ただし、平成17年度まではそれぞれ旧市町の例による。													
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">所得段階</td> <td>第1段階(基準額×0.5)</td> <td>生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、全世帯が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第2段階(基準額×0.75)</td> <td>世帯全員が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第3段階(基準額)</td> <td>本人は住民税非課税で、世帯のどなたかに住民税が課税されている人</td> </tr> <tr> <td>第4段階(基準額×1.25)</td> <td>本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人</td> </tr> <tr> <td>第5段階(基準額×1.5)</td> <td>本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人</td> </tr> </table>	所得段階	第1段階(基準額×0.5)		生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、全世帯が住民税非課税の人	第2段階(基準額×0.75)	世帯全員が住民税非課税の人	第3段階(基準額)	本人は住民税非課税で、世帯のどなたかに住民税が課税されている人	第4段階(基準額×1.25)	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	第5段階(基準額×1.5)	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	
所得段階	第1段階(基準額×0.5)		生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、全世帯が住民税非課税の人											
	第2段階(基準額×0.75)		世帯全員が住民税非課税の人											
	第3段階(基準額)		本人は住民税非課税で、世帯のどなたかに住民税が課税されている人											
	第4段階(基準額×1.25)		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人											
	第5段階(基準額×1.5)	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人												
納期(普通徴収)	普通徴収の納期については、平成17年度保険料から8期とする。  第1期: 7/1～同月末日 第2期: 8/1～同月末日 第3期: 9/1～同月末日 第4期: 10/1～同月末日 第5期: 11/1～同月末日 第6期: 12/1～同月末日 第7期: 1/1～同月末日 第8期: 2/1～同月末日	第1期: 6/1～同月末日 第2期: 7/1～同月末日 第3期: 8/1～同月末日 第4期: 9/1～同月末日 第5期: 10/1～同月末日 第6期: 11/1～同月末日 第7期: 12/1～同月末日 第8期: 1/1～同月末日 第9期: 2/1～同月末日 第10期: 3/1～同月末日	同 左	【調整内容】 普通徴収の納期については、平成18年度保険料から東近江市の納期に統一する。										

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.6

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業		
1 市 2 町の 現 況					
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町		
低所得者対策事業	<p>低所得者対策事業については、社会福祉法人等の減免は廃止する。東近江市において新たな軽減措置事業を設けるよう調整する。</p> <p>(1)(2)は、従来どおり実施する。                      (3)社会福祉法人等による利用者負担減免については、平成16年度をもって廃止する。                      ただし、平成16年度以前の利用者については、経過措置を設けるものとする。                      上記以外に新たな軽減措置事業を東近江市において設けるよう調整する。</p> <p>(1) 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業                      (2) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業                      (3) 社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業</p>	<p>(1) 同 左                      (2) 同 左                      (3) 同 左</p>	<p>(1) 同 左                      (2) 同 左                      (3) 該当なし</p>		<p>【調整内容】                      能登川町における(3)社会福祉法人等による利用者負担減免については、平成17年度をもって廃止する。                      ただし、平成17年度以前の利用者については、経過措置を設けるものとする。</p>
介護保険認定審査会	<p>介護認定審査会については、旧市町の組織を再編し、合併時に「東近江市及び能登川町介護保険認定審査会」を共同設置し運営する。</p>	<p>八日市市、永源寺町、五個荘町及び能登川町(東近江市及び能登川町)介護認定審査会の共同設置</p>	<p>近江八幡市、安土町、蒲生町、日野町及び竜王町介護認定審査会の共同設置</p>		<p>【調整内容】                      介護保険認定審査会については、共同設置を能登川町は廃止、蒲生町は脱退し、東近江市で実施する。</p>
介護保険運営協議会	<p>介護保険運営協議会については、委員構成を調整し、東近江市において新たに設置する。</p> <p>東近江市における運営委員の任期は3年とする。定数は、平成17年度までは現行数の49人以内とし、平成18年度からは24人以内とする。</p>	<p>能登川町保健福祉推進協議会                      委員 11人                      任期 2年</p>	<p>蒲生町介護保険運営協議会                      委員 12人                      任期 2年</p>		<p>【調整内容】                      合併に伴う運営委員の定数及び任期の取り扱いについては、合併時まで調整する。</p>

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.7

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業		
1 市 2 町 の 現 況					
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町		
3. 障害者福祉	<p>国または県等が定めている制度で、旧市町が実施している施策、事業については、現行のとおり引き継ぐ。</p> <p>他市町と連携し広域で実施している事業については、合併時は現行のとおりとし、東近江市において調整する。</p> <p>旧市町が単独で実施している事業については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。ただし、統一が困難なものは合併後2年以内に調整する。</p>				
<b>国・県制度及び関連する市町村単独事業</b>					
支援費制度事業	<p>支援費制度事業については、現行のとおり実施する。ただし、市単独助成は、旧八日市市の例によるものとする。</p> <p>旧八日市市の状況 (対象者) 市町村より支給決定を受けた者 (内容) ・施設訓練等支援 ・居宅生活支援 居宅介護支援 デイサービス支援 短期入所支援 知的障害者地域生活援助支援 (市町単独助成) 利用者負担分について一部助成</p>	<p>(対象者) 同 左 (内容) 同 左  (市町単独助成) 同 左</p>	<p>(対象者) 同 左 (内容) 同 左  (市町単独助成) 該当なし</p>	<p>【調整内容】 支援費制度事業については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>	
重度身体障害者日常生活用具給付事業	<p>重度身体障害者日常生活用具給付事業については、引き続き実施する。ただし、市単独助成は、利用者負担分の8割とする。</p> <p>(対象者) 身体障害者手帳所持者 (障害内容、障害等級により用具、貸与が異なる。) (内容) 在宅の身体障害者(児)に対する日常生活用具を給付及び貸与する。 (利用者負担) 本人または扶養義務者の負担能力に応じて費用の一部または全部を負担 (市単独助成) 利用者負担分について8割</p>	<p>(対象者) 同 左 (内容) 同 左 (利用者負担) 同 左 (市町単独助成) 該当なし</p>	<p>(対象者) 同 左 (内容) 同 左 (利用者負担) 同 左 (市町単独助成) 同 左</p>	<p>【調整内容】 重度身体障害者日常生活用具給付事業については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>	



東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.8

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業		
1 市 2 町 の 現 況					
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町		
身体障害者補装具の交付及び修理	<p>身体障害者補装具の交付及び修理については、引き続き実施する。ただし、市単独助成は利用者負担分の8割とする。</p> <p>(対象者) 身体障害者手帳所持者</p> <p>(内容) 身体上の障害を補うための用具(義足、車椅子、補聴器、スマ等)の交付及び修理</p> <p>(利用者負担) 本人または扶養義務者の負担能力に応じて費用の一部または全部を負担</p> <p>(市単独助成) 利用者負担分について8割助成</p>	<p>(対象者) 同 左</p> <p>(内容) 同 左</p> <p>(利用者負担) 同 左</p> <p>(市町単独助成) 該当なし</p>	<p>(対象者) 同 左</p> <p>(内容) 同 左</p> <p>(利用者負担) 同 左</p> <p>(市町単独助成) 同 左</p>	<p>【調整内容】 身体障害者補装具の交付及び修理については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>	
更生医療の給付	<p>更生医療の給付については、引き続き実施する。ただし、市単独助成は、利用者負担分の8割とする。</p> <p>(対象者) 18歳以上の身体障害者</p> <p>(内容) 身体障害者が障害を取り除いたり、軽減するために必要とする医療費の給付</p> <p>(利用者負担) 本人または扶養義務者の負担能力に応じて費用の一部または全部を負担</p> <p>(市単独助成) 利用者負担分について8割助成</p>	<p>(対象者) 同 左</p> <p>(内容) 同 左</p> <p>(利用者負担) 同 左</p> <p>(市町単独助成) 該当なし</p>	<p>(対象者) 同 左</p> <p>(内容) 同 左</p> <p>(利用者負担) 同 左</p> <p>(市町単独助成) 同 左</p>	<p>【調整内容】 更生医療の給付については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.9

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業		
1 市 2 町 の 現 況					
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町		
知的障害者日常生活用具 給付事業	<p>知的障害者日常生活用具給付事業については、引き続き実施する。ただし、市単独助成は、利用者負担分の8割とする。</p> <p>(対象者) 療育手帳所持者</p> <p>(内容) 知的障害者が日常生活を送る上で必要な生活用具(特殊マット、火災報知器、自動消火器、頭部保護帽、電磁調理器等)を給付する。</p> <p>(利用者負担) 本人または扶養義務者の負担能力に応じて費用の一部または全部を負担</p> <p>(市単独助成) 利用者負担分について8割助成</p>	<p>(対象者) 同 左</p> <p>(内容) 同 左</p> <p>(利用者負担) 同 左</p> <p>(市町単独助成) 該当なし</p>	<p>(対象者) 同 左</p> <p>(内容) 同 左</p> <p>(利用者負担) 同 左</p> <p>(市町単独助成) 同 左</p>	<p>【調整内容】 知的障害者日常生活用具給付事業については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     国・県制度で実施形態が異なる事業                 </div>					
身体障害者デイサービス事業	<p>身体障害者デイサービス事業については、現行のとおりとする。また、旧永源寺町、旧五個荘町は、平成17年度から実施できるよう調整する。</p> <p>平成16年度まで、旧八日市市、旧愛東町、旧湖東町の区域で実施。平成17年度から東近江市全域で実施</p> <p>旧市町の状況 (利用者) 実人員 47人〔平成15年度実績〕</p> <p>(主な内容) ・創作活動 ・機能訓練 等</p> <p>(事業者) 八日市市社会福祉協議会(旧八日市市) 社会福祉法人 青祥会(旧愛東町・旧湖東町)</p> <p>(実施場所) 八日市福祉センター ハートピア八日市 やまびこ身体障害者デイサービスセンター</p>	<p>(利用者) 実人員 20人〔平成15年度実績〕</p> <p>(主な内容) ・創作活動 ・機能訓練 等</p> <p>(事業者) 能登川町社会福祉協議会</p> <p>(実施場所) 能登川町障害福祉センター</p>	<p>該当なし</p>	<p>【調整内容】 身体障害者デイサービス事業については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.10

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業	
1 市 2 町 の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
サマーホリデイサービス事業	<p>サマーホリデイサービス事業については、引き続き実施する。ただし、実施方法は東近江市において調整する。</p> <p>旧市町の状況 (対象者) 小学校並びに中学校の障害児学級または養護学校等に通う障害児</p> <p>(内容) 夏休み等の期間中に、創作活動、機能訓練等を行う。</p> <p>(実施方法) 旧市町においては直営又は委託</p> <p>(参加者) 58人(平成15年度実績)</p> <p>(参加料) 旧市町においては、無料～400円/1日</p>	<p>(対象者) 同 左</p> <p>(内容) 同 左</p> <p>(実施方法) 能登川町社会福祉協議会へ委託</p> <p>(参加者) 14人(平成15年度実績)</p> <p>(参加料) 500円 ただし、教材費は実費負担</p>	<p>(対象者) 同 左</p> <p>(内容) 同 左</p> <p>(実施方法) 蒲生町社会福祉協議会へ委託</p> <p>(参加者) 25人(平成15年度実績)</p> <p>(参加料) 300円/1日</p>	
心身障害者24時間対応型利用制度	<p>心身障害者24時間対応型利用制度については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>旧市町の状況 (対象者) 在宅障害者(児)</p> <p>(主な内容) セーフティネット等サービス事業 デイケア・ナイトケアサービスとして在宅障害者(児)が緊急、夜間等のやむを得ない事情の場合に支援を行う。 障害児の外出介護など、支援費の対象とならない支援を行う。 (旧 八日市市・旧永源寺町・旧五個荘町) 家庭での入浴が困難な身体障害者の入浴サービスを行う。 (旧 愛東町・旧湖東町)</p> <p>(委託先) 東近江地域障害者生活支援センター (旧八日市市・旧永源寺町・旧五個荘町) 社会福祉法人 とよさと (旧 愛東町・旧湖東町)</p>	<p>(対象者) 同 左</p> <p>(主な内容) セーフティネット等サービス事業 デイケア・ナイトケアサービスとして在宅障害者(児)が緊急、夜間等のやむを得ない事情の場合に支援を行う。 障害児の外出介護など、支援費の対象とならない支援を行う。</p> <p>(委託先) 東近江地域障害者生活支援センター</p>	<p>(対象者) 同 左</p> <p>(主な内容) 同 左</p> <p>(委託先) 同 左</p>	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.11

協定項目番号	15 - 3		協定項目名	健康福祉関係事業	
1 市 2 町 の 現 況					
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町		
在宅重度障害者通所生活訓練援助事業	<p>在宅重度障害者通所生活訓練援助事業については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>旧市町の状況 (利用者) 2人(平成15年度実績)</p> <p>(内容) 就労が困難な在宅重度心身障害者に対し、東近江地域2市7町の運営により通所しながら療育サービスを提供し、日常生活動作や運動機能の維持向上を図る。 (旧八日市市・旧永源寺町・旧五個荘町) 湖東地域1市7町の運営により通所しながら療育サービスを提供し、日常生活動作や運動機能の維持向上を図る。 (旧愛東町旧湖東町)</p> <p>(実施場所) 東近江通園くすのき (旧八日市市・旧永源寺町・旧五個荘町) 彦根愛犬地域障害児(者)生活支援センター ステップアップ21内(旧愛東町・旧湖東町)</p>	<p>(利用者) 2人(平成15年度実績)</p> <p>(内容) 就労が困難な在宅重度心身障害者に対して、東近江地域2市7町の運営により通所しながら療育サービスを提供し、日常生活動作や運動機能の維持向上を図る。</p> <p>(実施場所) 東近江通園くすのき</p>	<p>(利用者) 2人(平成15年度実績)</p> <p>(内容) 同左</p> <p>(実施場所) 同左</p>		
市町単独事業					
社会参加促進事業	<p>社会参加促進事業については、平成17年度から実施することとし、その内容は次のとおりとする。</p> <p>(対象者) 身体障害者手帳1・2・3級所持者 療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 ただし、在宅の者に限る。</p> <p>(内容) タクシー・ガソリン共通の助成券を交付</p> <p>(助成額) 身体障害者手帳1・2級所持者 月額1,000円 身体障害者手帳3級所持者 月額 500円 療育手帳A所持者 月額1,000円 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 月額1,000円</p>	<p>該当なし</p>	<p>(対象者) 身体障害者手帳1・2・3級所持者 療育手帳A所持者</p> <p>(内容) タクシー・ガソリン共通の助成券を交付</p> <p>(助成額) 身体障害者手帳1・2・3級所持者 3,000円/6ヶ月 療育手帳A所持者 3,000円/6ヶ月</p>	<p>【調整内容】 社会参加促進事業については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.12

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業	
1 市 2 町 の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
重度障害者移動支援事業	<p>重度障害者移動支援事業については、平成17年度から旧五個荘町の例を基本に実施する。</p> <p>旧五個荘町の状況 (対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aを持ち、または特別児童扶養手当1級の対象児童で、通学または月1回以上通院が必要な児童</li> <li>・腎臓機能障害で身体障害者手帳1級を持ち、人工透析のため通院が必要な者</li> <li>・重症心身障害児と認定され、通所施設等に通所している者</li> </ul> <p>(内容)</p> <p>重度の障害児・者の通学、通所および通院の移動を支援するため、その交通費の一部を助成</p> <p>(助成額) 月額2,000円</p>	該当なし	該当なし	<p>【調整内容】 重度障害者移動支援事業については、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>
点字・声の広報発行事業	<p>点字及び声の広報の発行事業については、東近江市の広報紙発行にあわせて実施する。</p>	<p>(点字広報)</p> <p>発行回数: 1回/月 発行部数: 1部</p> <p>(声の広報)</p> <p>発行回数: 1回/月 発行部数: 15部</p>	<p>(点字広報)</p> <p>発行回数: 1回/月 発行部数: 4部</p> <p>(声の広報)</p> <p>発行回数: 1回/月 発行部数: 5部</p>	
重度障害者紙おむつ費用助成	<p>重度障害者紙おむつ費用助成については、対象者を次のとおりとし、平成17年度から月額3,000円の助成券を交付する。</p> <p>(対象者)</p> <p>市内に居住し、重度障害者(児)で障害のため常時おむつが必要な者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1・2級所持者</li> <li>療育手帳A所持者</li> <li>精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者</li> </ul> <p>(助成額)</p> <p>月額3,000円の助成券を交付</p>	該当なし	<p>(対象者)</p> <p>町内に居住し、重度障害者(児)で障害のためおむつを使用している者</p> <p>(助成額)</p> <p>月額5,000円を限度</p>	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.13

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業	
1 市 2 町 の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
配食サービス事業	<p>配食サービスについては、現行のとおり引き継ぎ、合併後2年以内に統一するよう調整する。</p> <p>旧永源寺町・旧愛東町・旧湖東町で実施 (対象者) 1人暮らしの障害を有する者 (実施日) 月～金曜日 週2～5回 昼食、夕食、昼・夕食 (実施方法) 社会福祉協議会へ委託(旧愛東町・湖東町) 社会福祉法人八起会へ委託(旧永源寺町) (利用者負担) 1食当たり 250円～350円</p>	該当なし	該当なし	
移送サービス事業	<p>移送サービスについては、現行のとおり引き継ぎ、合併後2年以内に統一するよう調整する。</p> <p>旧永源寺町、旧愛東町、旧湖東町で実施 (対象者) 身体障害者で公共交通機関の利用が困難な者 (内容) 在宅福祉サービスを提供する場所および医療機関、福祉施設等への送迎を行う (実施方法) 社会福祉協議会へ委託 (利用者負担) 無料～片道200円</p>	該当なし	該当なし	
心身障害者扶養共済制度掛金助成	<p>心身障害者扶養共済制度掛金助成については、旧八日市市の例により実施する。</p> <p>旧八日市市の状況 (対象者) 心身障害者扶養共済制度加入者 (内容) 心身障害者扶養共済制度に加入しているものに対して、その前年度掛金納付総額(1口分)の2分の1を助成 平成15年度実績：21名</p>	該当なし	該当なし	【調整内容】 心身障害者扶養共済制度掛金助成については、平成18年度から東近江市の制度で実施する。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.14

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業		
1 市 2 町 の 現 況					
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町		
4. 児童福祉					
児童福祉施策					
地域行動計画の策定	<p>児童福祉施策については、急速に進む少子化に対応するため次世代育成支援に向けた行動計画を策定し、東近江市において各種施策の展開を図る。</p> <p>次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、合併時に策定する。</p> <p>次世代育成支援対策行動計画 平成15年度 市町村ニーズ調査実施 平成16年度 地域行動計画策定</p>	同 左	同 左	<p>【調整内容】 地域行動計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに見直す。</p>	
放課後対策	<p>学童保育の市単独費については、旧八日市の例を参考に実施する。</p> <p>旧八日市の状況 学童保育所 (1)県補助事業 対象 放課後児童数10人以上のクラブを対象に補助する。</p> <p>(2)市単独費 対象 県補助の対象となるクラブ 補助額 200,000円/1クラブ</p>	<p>学童保育所 (1)県補助事業 同 左</p> <p>(2)市単独費 該当なし</p>	<p>学童保育所 (1)県補助事業 同 左</p> <p>(2)市単独費 該当なし</p>		<p>【調整内容】 放課後対策については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>
少子化対策	<p>児童育成奨励金及び出産奨励金については、現行の制度を見直し、少子化対策事業として新たな施策を検討する。</p>	該当なし	該当なし		

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業																																																																																																																
1 市 2 町 の 現 況																																																																																																																			
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町																																																																																																																
保育所施策	保育所(園)については、現行のとおりとし、保育料は平成17年度から統一する。																																																																																																																		
保育所(園)設置状況	<p>保育所(園)については、現行のとおりとする。</p> <p>(公立)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>聖徳保育園</td><td>90名</td></tr> <tr><td>八日市すみれ保育園</td><td>90名</td></tr> <tr><td>つづじ保育園</td><td>90名</td></tr> <tr><td>みつくり保育園</td><td>60名</td></tr> <tr><td>もみじ保育園</td><td>80名</td></tr> <tr><td>かえで保育園</td><td>30名</td></tr> <tr><td>五個荘すみれ保育園</td><td>90名</td></tr> <tr><td>ひばり保育園</td><td>140名</td></tr> </tbody> </table> <p>(私立)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>八日市めぐみ保育園</td><td>90名</td></tr> <tr><td>延命保育園</td><td>120名</td></tr> <tr><td>むつみ保育園</td><td>90名</td></tr> <tr><td>いちのべ保育園</td><td>80名</td></tr> <tr><td>かすが保育園</td><td>60名</td></tr> </tbody> </table>	名 称	定 数	聖徳保育園	90名	八日市すみれ保育園	90名	つづじ保育園	90名	みつくり保育園	60名	もみじ保育園	80名	かえで保育園	30名	五個荘すみれ保育園	90名	ひばり保育園	140名	名 称	定 数	八日市めぐみ保育園	90名	延命保育園	120名	むつみ保育園	90名	いちのべ保育園	80名	かすが保育園	60名	<p>(公立)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ひばり園</td><td>120名</td></tr> <tr><td>ちどり園</td><td>60名</td></tr> <tr><td>こばと園</td><td>60名</td></tr> <tr><td>めじろ園</td><td>70名</td></tr> </tbody> </table> <p>(私立)</p> <p>該当なし</p>	名 称	定 数	ひばり園	120名	ちどり園	60名	こばと園	60名	めじろ園	70名	<p>該当なし</p> <p>(私立)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ふたば保育園</td><td>180名</td></tr> </tbody> </table>	名 称	定 数	ふたば保育園	180名																																																																				
名 称	定 数																																																																																																																		
聖徳保育園	90名																																																																																																																		
八日市すみれ保育園	90名																																																																																																																		
つづじ保育園	90名																																																																																																																		
みつくり保育園	60名																																																																																																																		
もみじ保育園	80名																																																																																																																		
かえで保育園	30名																																																																																																																		
五個荘すみれ保育園	90名																																																																																																																		
ひばり保育園	140名																																																																																																																		
名 称	定 数																																																																																																																		
八日市めぐみ保育園	90名																																																																																																																		
延命保育園	120名																																																																																																																		
むつみ保育園	90名																																																																																																																		
いちのべ保育園	80名																																																																																																																		
かすが保育園	60名																																																																																																																		
名 称	定 数																																																																																																																		
ひばり園	120名																																																																																																																		
ちどり園	60名																																																																																																																		
こばと園	60名																																																																																																																		
めじろ園	70名																																																																																																																		
名 称	定 数																																																																																																																		
ふたば保育園	180名																																																																																																																		
保育所保育料	<p>保育料については、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1階層</td><td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)</td></tr> <tr><td>第2階層</td><td>市町村民税非課税世帯</td></tr> <tr><td>第3階層</td><td>市町村民税課税世帯</td></tr> <tr><td>第4階層</td><td>64千円未満</td></tr> <tr><td>第5階層</td><td>64千円以上160千円未満</td></tr> <tr><td>第6階層</td><td>160千円以上408千円未満</td></tr> <tr><td>第7階層</td><td>408千円以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1階層</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>第2階層</td><td>7,500</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>第3階層</td><td>16,000</td><td>13,500</td><td>13,500</td></tr> <tr><td>第4階層</td><td>25,500</td><td>22,000</td><td>22,000</td></tr> <tr><td>第5階層</td><td>38,000</td><td>34,500</td><td>30,500</td></tr> <tr><td>第6階層</td><td>52,000</td><td>35,500</td><td>30,500</td></tr> <tr><td>第7階層</td><td>67,500</td><td>35,500</td><td>30,500</td></tr> </tbody> </table> <p>保育料の算定については、毎年示される国の徴収基準額のうち90人定員所長設置保育所の基準を適用し算定する。上記保育料は、平成14年度の国の基準を適用したもの。</p>	階層区分	定 義	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	第2階層	市町村民税非課税世帯	第3階層	市町村民税課税世帯	第4階層	64千円未満	第5階層	64千円以上160千円未満	第6階層	160千円以上408千円未満	第7階層	408千円以上	階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	第1階層	0	0	0	第2階層	7,500	5,000	5,000	第3階層	16,000	13,500	13,500	第4階層	25,500	22,000	22,000	第5階層	38,000	34,500	30,500	第6階層	52,000	35,500	30,500	第7階層	67,500	35,500	30,500	<p>同 左</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1階層</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>第2階層</td><td>9,000</td><td>6,000</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>第3階層</td><td>19,500</td><td>16,500</td><td>16,500</td></tr> <tr><td>第4階層</td><td>30,000</td><td>27,000</td><td>27,000</td></tr> <tr><td>第5階層</td><td>44,500</td><td>36,000</td><td>29,900</td></tr> <tr><td>第6階層</td><td>(61,000) 60,000</td><td>36,000</td><td>29,900</td></tr> <tr><td>第7階層</td><td>(73,000) 72,000</td><td>36,000</td><td>29,900</td></tr> </tbody> </table> <p>( )は0歳児の保育料</p>	階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	第1階層	0	0	0	第2階層	9,000	6,000	6,000	第3階層	19,500	16,500	16,500	第4階層	30,000	27,000	27,000	第5階層	44,500	36,000	29,900	第6階層	(61,000) 60,000	36,000	29,900	第7階層	(73,000) 72,000	36,000	29,900	<p>同 左</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1階層</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>第2階層</td><td>9,000</td><td>6,000</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>第3階層</td><td>19,500</td><td>16,500</td><td>16,500</td></tr> <tr><td>第4階層</td><td>30,000</td><td>27,000</td><td>27,000</td></tr> <tr><td>第5階層</td><td>44,500</td><td>34,000</td><td>27,740</td></tr> <tr><td>第6階層</td><td>61,000</td><td>34,000</td><td>27,740</td></tr> <tr><td>第7階層</td><td>80,000</td><td>34,000</td><td>27,740</td></tr> </tbody> </table>	階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	第1階層	0	0	0	第2階層	9,000	6,000	6,000	第3階層	19,500	16,500	16,500	第4階層	30,000	27,000	27,000	第5階層	44,500	34,000	27,740	第6階層	61,000	34,000	27,740	第7階層	80,000	34,000	27,740
階層区分	定 義																																																																																																																		
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)																																																																																																																		
第2階層	市町村民税非課税世帯																																																																																																																		
第3階層	市町村民税課税世帯																																																																																																																		
第4階層	64千円未満																																																																																																																		
第5階層	64千円以上160千円未満																																																																																																																		
第6階層	160千円以上408千円未満																																																																																																																		
第7階層	408千円以上																																																																																																																		
階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児																																																																																																																
第1階層	0	0	0																																																																																																																
第2階層	7,500	5,000	5,000																																																																																																																
第3階層	16,000	13,500	13,500																																																																																																																
第4階層	25,500	22,000	22,000																																																																																																																
第5階層	38,000	34,500	30,500																																																																																																																
第6階層	52,000	35,500	30,500																																																																																																																
第7階層	67,500	35,500	30,500																																																																																																																
階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児																																																																																																																
第1階層	0	0	0																																																																																																																
第2階層	9,000	6,000	6,000																																																																																																																
第3階層	19,500	16,500	16,500																																																																																																																
第4階層	30,000	27,000	27,000																																																																																																																
第5階層	44,500	36,000	29,900																																																																																																																
第6階層	(61,000) 60,000	36,000	29,900																																																																																																																
第7階層	(73,000) 72,000	36,000	29,900																																																																																																																
階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児																																																																																																																
第1階層	0	0	0																																																																																																																
第2階層	9,000	6,000	6,000																																																																																																																
第3階層	19,500	16,500	16,500																																																																																																																
第4階層	30,000	27,000	27,000																																																																																																																
第5階層	44,500	34,000	27,740																																																																																																																
第6階層	61,000	34,000	27,740																																																																																																																
第7階層	80,000	34,000	27,740																																																																																																																

【調整内容】  
保育料については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の保育料に統一する。



東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.16

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業													
1 市		2 町の現況														
項目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町													
給食	給食については、完全給食を実施する。 保育所(園)で調理し、完全給食を実施	保育園で調理し、完全給食を実施 (三歳以上主食のみ持参)	保育園で調理し、完全給食を実施													
延長保育	延長保育については、現行のとおり実施する。また、延長保育を実施していない保育所(園)についても、地域のニーズに沿って実施を検討する。  八日市市めぐみ保育園 むつみ保育園 聖徳保育園 つづじ保育園	めじろ園 こばと園 ひばり園	ふたば保育園													
障害児保育	障害児保育については、現行のとおり実施する。  集団保育が可能で日々通所できる保育に欠ける障害児の保育を実施する。	同 左	同 左													
一時保育	一時保育については、現行のとおり実施する。また、一時保育を実施していない保育所(園)についても、地域のニーズに沿って実施を検討する。 なお、保育料については、下記のとおりとする。  (保育料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間まで(半日)</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>8時間まで(全日)</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> 保護者の傷病、家族の看護、災害、冠婚葬祭等により一時的に保育が必要となる児童に保育を行う。	区 分	金 額	4時間まで(半日)	1,500円	8時間まで(全日)	3,000円	(保育料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>8時間まで(全日)</td> <td>2,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	1時間	500円	8時間まで(全日)	2,300円	該当なし	【調整内容】 一時保育の保育料については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の保育料に統一する。
区 分	金 額															
4時間まで(半日)	1,500円															
8時間まで(全日)	3,000円															
区 分	金 額															
1時間	500円															
8時間まで(全日)	2,300円															

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.17

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業		
1 市 2 町の 現 況					
項 目	東近江市(現況及び方針)		能登川町		蒲生町
5.生活保護	生活保護事業については、東近江市福祉事務所において、国又は県等が定める制度に基づき実施する。				
生活保護の決定事務	・生活保護の決定事務 東近江市福祉事務所		・生活保護の決定事務 県東近江地域振興局		・生活保護の決定事務 県東近江地域振興局
被保護世帯の状況	世帯数 227 世帯 人数 341 人 (H16.4.1現在)		世帯数 27 世帯 人数 30 人 (H16.4.1現在)		世帯数 16 世帯 人数 22 人 (H16.4.1現在)
保護費総額	・保護費総額 487,326 千円 (H15年度実績)		・保護費総額 50,803 千円 (H15年度実績)		・保護費総額 33,083 千円 (H15年度実績)

<p><b>保護費の内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活扶助費 ..... 飲食物、被服、光熱水費、家具什器等に要する費用</li> <li>・教育扶助費 ..... 義務教育で就学中の児童、生徒の学用品、通学費等に要する費用</li> <li>・住宅扶助費 ..... 家賃、間代、地代、あるいは住宅の維持、補修等に要する費用</li> <li>・医療扶助費 ..... 病気やけがなどの診察、治療等に要する費用</li> <li>・介護扶助費 ..... 介護サービスを受ける場合に要する費用</li> <li>・出産扶助費 ..... 出産に要する費用</li> <li>・生業扶助費 ..... 生業資金、技術習得、就職支度等に要する費用</li> <li>・葬祭扶助費 ..... 葬祭を行うのに要する費用</li> </ul>	
--	--

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.18

協定項目番号	15 - 3	協定項目名		健康福祉関係事業																																																															
1 市 2 町 の 現 況																																																																			
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	【調整内容】 国民健康保険料(税)は、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から保険料として統一する。																																																															
6. 国民健康保険事業																																																																			
国民健康保険料(税)																																																																			
保険料・税	国民健康保険料(税)は、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から保険料として統一する。	保険税	保険税																																																																
賦課方式及び税率	<p>賦課方式については、所得割・均等割・平等割の3方式とする。 保険料率については、合併直前の医療費の動向を考慮して、東近江市において設定する。</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>賦課基準</th> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>前年総所得から基礎控除を差し引いた所得額</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>被保険者1人当たり</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>1世帯当たり</td> </tr> </table>		賦課基準		所得割	前年総所得から基礎控除を差し引いた所得額	均等割	被保険者1人当たり	平等割	1世帯当たり	<p>賦課方式及び税率</p> <p>4方式 ・所得税割 ・資産税割 ・均等割 ・平等割</p>	<p>賦課方式及び税率</p> <p>4方式 ・所得税割 ・資産税割 ・均等割 ・平等割</p>																																																							
	賦課基準																																																																		
所得割	前年総所得から基礎控除を差し引いた所得額																																																																		
均等割	被保険者1人当たり																																																																		
平等割	1世帯当たり																																																																		
賦課期日	<p>賦課期日は、現行のとおりとする。</p> <p>賦課期日： 4月1日</p>	同 左	同 左																																																																
納期	<p>納期は6月から3月までの10期とする。</p> <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>6月1日～6月30日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>7月1日～7月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>8月1日～8月31日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>9月1日～9月30日</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>10月1日～10月31日</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>11月1日～11月30日</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>12月1日～12月31日</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>1月1日～1月31日</td></tr> <tr><td>第9期</td><td>2月1日～2月末日</td></tr> <tr><td>第10期</td><td>3月1日～3月31日</td></tr> </table>	第1期	6月1日～6月30日	第2期	7月1日～7月31日	第3期	8月1日～8月31日	第4期	9月1日～9月30日	第5期	10月1日～10月31日	第6期	11月1日～11月30日	第7期	12月1日～12月31日	第8期	1月1日～1月31日	第9期	2月1日～2月末日	第10期	3月1日～3月31日	<table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>4月1日～4月30日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>5月1日～5月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>7月1日～7月31日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>8月1日～8月31日</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>9月1日～9月30日</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>10月1日～10月31日</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>11月1日～11月30日</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>12月1日～12月31日</td></tr> <tr><td>第9期</td><td>1月1日～1月31日</td></tr> <tr><td>第10期</td><td>2月1日～2月末日</td></tr> </table>	第1期	4月1日～4月30日	第2期	5月1日～5月31日	第3期	7月1日～7月31日	第4期	8月1日～8月31日	第5期	9月1日～9月30日	第6期	10月1日～10月31日	第7期	11月1日～11月30日	第8期	12月1日～12月31日	第9期	1月1日～1月31日	第10期	2月1日～2月末日	<table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>4月1日～4月30日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>5月1日～5月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>6月1日～6月30日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>7月1日～7月31日</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>8月1日～8月31日</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>9月1日～9月30日</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>10月1日～10月31日</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>11月1日～11月30日</td></tr> <tr><td>第9期</td><td>12月1日～12月31日</td></tr> <tr><td>第10期</td><td>1月1日～1月31日</td></tr> <tr><td>第11期</td><td>2月1日～2月末日</td></tr> <tr><td>第12期</td><td>3月1日～3月31日</td></tr> </table>	第1期	4月1日～4月30日	第2期	5月1日～5月31日	第3期	6月1日～6月30日	第4期	7月1日～7月31日	第5期	8月1日～8月31日	第6期	9月1日～9月30日	第7期	10月1日～10月31日	第8期	11月1日～11月30日	第9期	12月1日～12月31日	第10期	1月1日～1月31日	第11期	2月1日～2月末日	第12期	3月1日～3月31日
第1期	6月1日～6月30日																																																																		
第2期	7月1日～7月31日																																																																		
第3期	8月1日～8月31日																																																																		
第4期	9月1日～9月30日																																																																		
第5期	10月1日～10月31日																																																																		
第6期	11月1日～11月30日																																																																		
第7期	12月1日～12月31日																																																																		
第8期	1月1日～1月31日																																																																		
第9期	2月1日～2月末日																																																																		
第10期	3月1日～3月31日																																																																		
第1期	4月1日～4月30日																																																																		
第2期	5月1日～5月31日																																																																		
第3期	7月1日～7月31日																																																																		
第4期	8月1日～8月31日																																																																		
第5期	9月1日～9月30日																																																																		
第6期	10月1日～10月31日																																																																		
第7期	11月1日～11月30日																																																																		
第8期	12月1日～12月31日																																																																		
第9期	1月1日～1月31日																																																																		
第10期	2月1日～2月末日																																																																		
第1期	4月1日～4月30日																																																																		
第2期	5月1日～5月31日																																																																		
第3期	6月1日～6月30日																																																																		
第4期	7月1日～7月31日																																																																		
第5期	8月1日～8月31日																																																																		
第6期	9月1日～9月30日																																																																		
第7期	10月1日～10月31日																																																																		
第8期	11月1日～11月30日																																																																		
第9期	12月1日～12月31日																																																																		
第10期	1月1日～1月31日																																																																		
第11期	2月1日～2月末日																																																																		
第12期	3月1日～3月31日																																																																		

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.19

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業																																	
1 市 2 町の 現 況																																				
項 目	東近江市 (現況及び方針)	能登川町	蒲生町																																	
保険給付事業等																																				
保険給付事業	<p>保険給付事業、人間ドック・脳ドック検診費助成、高額療養費貸付・出産資金貸付は、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から統一して実施する。</p> <p>保険給付事業のうち葬祭費については50,000円に統一する。 その他の給付事業は国の制度によるものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>葬祭費の支給</td> <td>50,000円</td> <td>葬祭費の支給</td> <td>30,000円</td> <td rowspan="10">同 左</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金の支給</td> <td>国制度のとおり 300,000円</td> <td>出産育児一時金の支給</td> <td>国制度のとおり 300,000円</td> </tr> <tr> <td>療養の給付</td> <td>国制度のとおり</td> <td>療養の給付</td> <td>国制度のとおり</td> </tr> <tr> <td>高額療養費の支給</td> <td>"</td> <td>高額療養費の支給</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>移送費の支給</td> <td>"</td> <td>移送費の支給</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>入院時食事療養費の支給</td> <td>"</td> <td>入院時食事療養費の支給</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>療養費の支給</td> <td>"</td> <td>療養費の支給</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>特例療養費の支給</td> <td>"</td> <td>特例療養費の支給</td> <td>"</td> </tr> </table>	葬祭費の支給	50,000円	葬祭費の支給	30,000円	同 左	出産育児一時金の支給	国制度のとおり 300,000円	出産育児一時金の支給	国制度のとおり 300,000円	療養の給付	国制度のとおり	療養の給付	国制度のとおり	高額療養費の支給	"	高額療養費の支給	"	移送費の支給	"	移送費の支給	"	入院時食事療養費の支給	"	入院時食事療養費の支給	"	療養費の支給	"	療養費の支給	"	特例療養費の支給	"	特例療養費の支給	"		
葬祭費の支給	50,000円	葬祭費の支給	30,000円	同 左																																
出産育児一時金の支給	国制度のとおり 300,000円	出産育児一時金の支給	国制度のとおり 300,000円																																	
療養の給付	国制度のとおり	療養の給付	国制度のとおり																																	
高額療養費の支給	"	高額療養費の支給	"																																	
移送費の支給	"	移送費の支給	"																																	
入院時食事療養費の支給	"	入院時食事療養費の支給	"																																	
療養費の支給	"	療養費の支給	"																																	
特例療養費の支給	"	特例療養費の支給	"																																	
人間ドック・脳ドック検診費助成	<p>人間ドック・脳ドック検診費助成については、対象年齢を30歳以上70歳未満とし、検診に要した費用の7割(限度額30,000円で1年度1回)を助成する。</p>	<p>人間ドック 国保加入者で滞納のない35歳から老人医療受給者証の交付を受けるまでの者 助成額： 検診に要した費用の2分の1の額</p>	該当なし		【調整内容】 保険給付事業、人間ドック・脳ドック検診費助成、高額療養費貸付・出産資金貸付については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から統一して実施する。																															
高額療養費貸付制度	<p>高額療養費貸付制度については、高額療養費受領委任払制度として実施する。</p>	<p>高額療養費貸付制度 貸付額 高額療養費支給見込額の範囲内 貸付利子 無利子 償還方法 一括償還</p>	同 左																																	
出産育児一時金受領委任払制度	<p>旧八日市市の例により委任払制度として実施する。</p> <p>旧八日市市の状況 出産にかかった費用の一部を、市が直接医療機関に支払う制度(出産育児一時金30万円を限度)</p>	<p>出産育児一時金見込額の範囲内 無利子貸付、一括償還</p>	同 左																																	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.20

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
国民健康保険運営協議会	<p>国民健康保険運営協議会は、東近江市において新たに設置する。</p> <p>国民健康保険運営協議会は、合併時までに委員構成や定数等を調整し、東近江市において新たに設置する。</p>	<p>(委員構成)</p> <p>被保険者を代表する委員 3人</p> <p>保険医または保険薬剤師を代表する委員 3人</p> <p>公益を代表する委員 3人</p> <hr/> <p>計 9人</p>	<p>(委員構成)</p> <p>被保険者を代表する委員 4人</p> <p>保険医または保険薬剤師を代表する委員 4人</p> <p>公益を代表する委員 4人</p> <hr/> <p>計 12人</p>	<p>【調整内容】</p> <p>国民健康保険運営協議会は、合併時までに委員構成や定数等を調整する。</p>
福祉医療費助成	<p>福祉医療費助成・福祉施術費助成の内、県の補助制度によるものは県制度のとおりとし、市(町)単独事業については、対象者・給付基準等を見直したうえ、平成17年度から統一して実施する事業と、平成16年度をもって原則として廃止する事業に区分する。</p>			<p>【調整内容】</p> <p>福祉医療費助成・福祉施術費助成の内、市(町)単独事業については、対象者・給付基準等を見直したうえ、平成18年度から統一して実施する事業と、平成17年度をもって原則として廃止する事業に区分する。</p>
乳幼児 (1)県補助事業	<p>対象者</p> <p>入院:就学前(6歳到達後最初の3月31日)まで</p> <p>通院:4歳未満まで</p> <p>所得制限:なし</p> <p>自己負担金</p> <p>入院:1日1,000円(ただし月額14,000円限度)</p> <p>通院:1診療報酬明細書当たり500円(ただし調剤報酬明細書には適用しない)</p>	同 左	同 左	
(2)市・町単独 (未就学児)	<p>未就学児の単独事業については、対象者を就学前までとし、自己負担金は県補助制度の例による。</p> <p>就学前乳幼児福祉医療費助成制度</p> <p>対象者:就学前(6歳到達後最初の3月31日まで)</p> <p>所得制限:なし</p> <p>自己負担金:乳幼児(県)に準ずる</p>	該当なし	<p>就学前乳幼児福祉医療費助成制度</p> <p>対象者:就学前(6歳到達後最初の3月31日まで)</p> <p>所得制限:なし</p> <p>自己負担金:乳幼児(県)に準ずる</p>	<p>【調整内容】</p> <p>未就学児の単独事業については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.21

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
母子家庭の母子、 父子家庭の父子 (1)県補助事業	<p>対象者</p> <p>母子家庭の母子(18歳未満の児童を扶養しているとき、その母と子)</p> <p>父子家庭の父子(18歳未満の児童を扶養しているとき、その父と子)</p> <p>所得制限:有り 自己負担金:なし</p>	同 左	同 左	
(2)市・町単独 (ひとり親家庭児童)	ひとり親家庭児童の単独事業については、廃止する。	<p>対象者</p> <p>寡婦家庭の母子(22歳未満の子を扶養しているとき、その母と子)</p> <p>寡婦家庭の父子(22歳未満の子を扶養しているとき、その父と子) (いずれも入院は除く)</p> <p>所得制限: 県制度に準ずる 自己負担金:なし</p>	<p>対象者 母子家庭</p> <p>県の所得制限により非該当となった母子における18歳未満の者を扶養している母(扶養義務者)と子</p> <p>*父子家庭は該当しない (通院・入院ともに)</p> <p>自己負担金:なし</p>	【調整内容】 ひとり親家庭児童の単独事業については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度をもって廃止する。
重度心身障害者(児) (1)県補助事業	<p>対象者</p> <p>身体障害者手帳1・2級所持者</p> <p>知的障害の程度が最重度・重度の者</p> <p>身体障害者手帳3級所持者で、知的障害の程度が中度の者</p> <p>特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が1級の者</p> <p>身体障害者手帳3級所持者で、同和地区居住者(経過措置分)</p> <p>精神障害者通院医療費公費負担を受けている者のうち精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p> <p>精神障害者通院医療費公費負担を受けている者のうち精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級所持者</p> <p>* ~ のいずれも65歳未満の者</p> <p>所得制限:有り 自己負担金:なし</p>	同 左	同 左	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市 (現況及び方針)	能登川町	蒲生町	【調整内容】 心身障害者(児)の単独事業については、合併時は 現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制 度で実施する。
(2)市・町単独 (心身障害者・児)	心身障害者(児)の単独事業については、次 のとおりとする。 対象者 身体障害者手帳3・4級所持者 知的障害の程度が中度・軽度の者 精神障害者通院医療費公費負担を受 けている者のうち精神障害者保健福祉 手帳2級所持者 所得制限:県制度に準ずる。 自己負担金:なし	対象者 県の所得制限により非該当となった者 身体障害者手帳3級所持者 身体障害者手帳4～6級所持者 (入院は除く) 知的障害の程度が、中度・軽度の者 (入院は除く) 精神障害者通院医療費公費負担を 受けている者のうち、精神障害者保 健福祉手帳2～3級所持者 (公費負担の対象となる医療費のみ) * ~ のいずれも65歳未満の者 所得制限: はなし ~ は県制度に準ずる 自己負担金:なし	対象者 県の所得制限により非該当となった者 (入院・通院ともに)       自己負担金:なし	
ひとり暮らし寡婦 (1)県補助事業	対象者 母子及び寡婦福祉法に規程する寡婦 で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し ており、今後もその状態が続くと見込まれ る65歳未満の者 所得制限:有り 自己負担金:なし	同 左	同 左	
ひとり暮らし高齢寡婦 (1)県補助事業	対象者 母子及び寡婦福祉法に規程する寡婦 で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し ており、今後もその状態が続くと見込まれ る65歳以上70歳未満の者 所得制限:有り 自己負担金:有り	同 左	同 左	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.23

協定項目番号	15 - 3		協定項目名	健康福祉関係事業	
1 市 2 町の 現 況					
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町		
<p>重度心身障害老人等 (1)県補助事業</p>	<p>対象者 身体障害者手帳1・2級所持者 知的障害の程度が最重度・重度の者 身体障害者手帳3級所持者で、知的障害の程度が中度の者 身体障害者手帳3級所持者で、同和地区居住者(経過措置分) 精神障害者通院医療費公費負担を受けている者のうち精神障害者保健福祉手帳1級所持者  精神障害者通院医療費公費負担を受けている者のうち精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級所持者  母子・父子家庭であって、75歳以上の者 * ~ のいずれも65歳以上の老人保健法該当者 所得制限:有り 自己負担金:なし</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>		
<p>(2)市・町単独 (心身障害老人等)</p>	<p>心身障害老人等の単独事業については、次のとおりとする。 対象者 65歳以上の老人保健法該当者で次のいずれかの要件を満たす者 身体障害者手帳3・4級所持者 知的障害の程度が中度・軽度の者 精神障害者通院医療費公費負担を受けている者のうち精神障害者保健福祉手帳2級所持者 所得制限:県制度に準ずる。 自己負担金:なし</p>	<p>対象者 老人保健法の該当者で次の要件を満たす者 県の所得制限により非該当となった者 身体障害者手帳3級所持者 身体障害者手帳4～6級所持者 (入院は除く) 知的障害の程度が、中度・軽度の者 (入院は除く) 精神障害者通院医療費公費負担を受けている者のうち、精神障害者保健福祉手帳2～3級所持者 (公費負担の対象となる医療費のみ) 所得制限: はなし ~ は県制度に準ずる  自己負担金:なし</p>	<p>対象者 老人保健法の該当者で次の要件を満たす者 県の所得制限により非該当となった者</p> <p>自己負担金:なし</p>	<p>【調整内容】 心身障害老人等の単独事業については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施する。</p>	



東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.24

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
65～69歳老人 (1)県補助事業	対象者 市町村民税非課税世帯に属する老人 自己負担金 有り	同 左	同 左	【調整内容】 65～69歳老人の町単独事業については、廃止する。 ただし、蒲生町の合併前の対象者については、経過措置を設ける。
(2)市・町単独 (65～69歳老人)	65～69歳老人の単独事業については、廃止する。 ただし、旧五個荘町の合併前の対象者については、経過措置を設ける。  旧五個荘町の状況 対象者 65～70歳未満の者(町内に5年以上住所を有する)  所得制限: 町独自 自己負担金: 有り	対象者 市町村民税(均等割のみ)、非課税世帯(本人・配偶者・扶養義務者を確認)に属する老人  所得制限: 町独自 自己負担金: 有り	対象者 県の所得制限により非該当となった者で住民税法上の課税所得124万以下の者  所得制限: 当該者及びその配偶者、その世帯に同居する者の住民税法上の課税所得124万以下のもの自己負担金: 県制度に準ずる	
福祉施術費助成 (1)市・町単独 (はり、きゅう、 マッサージ施術)	はり、きゅう、マッサージ施術の単独事業については、廃止する。	対象者 65歳以上でのひとり暮らしの者 介護保険認定者で要介護4以上の者、またその介護者 重度身体障害者 特別障害者手当受給者とその介護者 その他(戦傷病者、被爆者等)町長が特に必要と認めた者 ただし、介護者( )は在宅で介護している者に限る  所得制限: なし 給付内容 町内指定施術機関で受けた施術費について一部を助成 施術費 月1回 2,000円 往診料 月1回 800円 を限度として行う。	該当なし	【調整内容】 はり、きゅう、マッサージ施術の単独事業については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度をもって廃止する。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.25

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業																																																
		1 市 2 町 の 現 況																																																	
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町																																																
<b>7. 保健衛生</b>	母子及び成人の各種健診・健康相談・健康教育並びに予防接種については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から実施内容、方法等の統一を図り、各保健センターを拠点に実施する。				【調整内容】 母子及び成人の各種健診・健康相談・健康教育並びに予防接種については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から実施内容、方法等の統一を図り、各保健センターを拠点に実施する。																																														
<b>保健施設</b>	各市町の保健施設は、現行のとおり引継ぎ、連携を図る。 東近江市八日市保健センター 東近江市永源寺保健センター 東近江市五個荘保健センター 東近江市愛東保健センター 東近江市湖東保健センター	能登川町総合健康福祉センターなごみ	蒲生町保健センター																																																
<b>母子保健事業</b>																																																			
妊婦健康診査	妊婦健康診査は、現行のとおり実施する。 <table border="1"> <thead> <tr><th>種 別</th><th>受診者延数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>一般健康診査</td><td>1,493</td></tr> <tr><td>HBs抗原検査</td><td>767</td></tr> <tr><td>超音波検査</td><td>61</td></tr> </tbody> </table>	種 別	受診者延数	一般健康診査		1,493	HBs抗原検査	767	超音波検査	61	<table border="1"> <thead> <tr><th>種 別</th><th>受診者延数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>一般健康診査</td><td>462</td></tr> <tr><td>HBs抗原検査</td><td>232</td></tr> <tr><td>超音波検査</td><td>24</td></tr> </tbody> </table>	種 別	受診者延数	一般健康診査	462	HBs抗原検査	232	超音波検査	24	<table border="1"> <thead> <tr><th>種 別</th><th>受診者延数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>一般健康診査</td><td>278</td></tr> <tr><td>HBs抗原検査</td><td>144</td></tr> <tr><td>超音波検査</td><td>15</td></tr> </tbody> </table>	種 別	受診者延数	一般健康診査	278	HBs抗原検査	144	超音波検査	15																							
種 別	受診者延数																																																		
一般健康診査	1,493																																																		
HBs抗原検査	767																																																		
超音波検査	61																																																		
種 別	受診者延数																																																		
一般健康診査	462																																																		
HBs抗原検査	232																																																		
超音波検査	24																																																		
種 別	受診者延数																																																		
一般健康診査	278																																																		
HBs抗原検査	144																																																		
超音波検査	15																																																		
乳幼児健康診査	乳幼児健康診査は、4ヵ月児、10ヵ月児、1歳6ヵ月児、3歳6ヵ月児を対象に実施する。 <table border="1"> <thead> <tr><th>種 別</th><th>回数</th><th>受診児数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>4ヵ月児健診</td><td>24/年</td><td>763</td></tr> <tr><td>10ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>768</td></tr> <tr><td>1歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>840</td></tr> <tr><td>3歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>799</td></tr> </tbody> </table>	種 別	回数	受診児数	4ヵ月児健診	24/年	763	10ヵ月児健診	12/年	768	1歳6ヵ月児健診	12/年	840	3歳6ヵ月児健診	12/年	799	<table border="1"> <thead> <tr><th>種 別</th><th>回数</th><th>受診児数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>4ヵ月児健診</td><td>24/年</td><td>220</td></tr> <tr><td>10ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>197</td></tr> <tr><td>1歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>200</td></tr> <tr><td>2歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>173</td></tr> <tr><td>3歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>176</td></tr> </tbody> </table>	種 別	回数	受診児数	4ヵ月児健診	24/年	220	10ヵ月児健診	12/年	197	1歳6ヵ月児健診	12/年	200	2歳6ヵ月児健診	12/年	173	3歳6ヵ月児健診	12/年	176	<table border="1"> <thead> <tr><th>種 別</th><th>回数</th><th>受診児数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>4ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>156</td></tr> <tr><td>10ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>174</td></tr> <tr><td>1歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>182</td></tr> <tr><td>3歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>178</td></tr> </tbody> </table>	種 別	回数	受診児数	4ヵ月児健診	12/年	156	10ヵ月児健診	12/年	174	1歳6ヵ月児健診	12/年	182	3歳6ヵ月児健診	12/年	178
種 別	回数	受診児数																																																	
4ヵ月児健診	24/年	763																																																	
10ヵ月児健診	12/年	768																																																	
1歳6ヵ月児健診	12/年	840																																																	
3歳6ヵ月児健診	12/年	799																																																	
種 別	回数	受診児数																																																	
4ヵ月児健診	24/年	220																																																	
10ヵ月児健診	12/年	197																																																	
1歳6ヵ月児健診	12/年	200																																																	
2歳6ヵ月児健診	12/年	173																																																	
3歳6ヵ月児健診	12/年	176																																																	
種 別	回数	受診児数																																																	
4ヵ月児健診	12/年	156																																																	
10ヵ月児健診	12/年	174																																																	
1歳6ヵ月児健診	12/年	182																																																	
3歳6ヵ月児健診	12/年	178																																																	
乳幼児歯科健康診査	乳幼児歯科健康診査は、1歳6ヵ月児、2歳6ヵ月児、3歳6ヵ月児を対象に実施する。 <table border="1"> <thead> <tr><th>種 別</th><th>回数</th><th>受診児数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>819</td></tr> <tr><td>2歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>748</td></tr> <tr><td>3歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>824</td></tr> </tbody> </table>	種 別	回数	受診児数	1歳6ヵ月児健診	12/年	819	2歳6ヵ月児健診	12/年	748	3歳6ヵ月児健診	12/年	824	<table border="1"> <thead> <tr><th>種 別</th><th>回数</th><th>受診児数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>200</td></tr> <tr><td>2歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>-</td></tr> <tr><td>3歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>176</td></tr> </tbody> </table>	種 別	回数	受診児数	1歳6ヵ月児健診	12/年	200	2歳6ヵ月児健診	12/年	-	3歳6ヵ月児健診	12/年	176	<table border="1"> <thead> <tr><th>種 別</th><th>回数</th><th>受診児数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>182</td></tr> <tr><td>2歳6ヵ月児健診</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>3歳6ヵ月児健診</td><td>12/年</td><td>178</td></tr> </tbody> </table>	種 別	回数	受診児数	1歳6ヵ月児健診	12/年	182	2歳6ヵ月児健診	-	-	3歳6ヵ月児健診	12/年	178												
種 別	回数	受診児数																																																	
1歳6ヵ月児健診	12/年	819																																																	
2歳6ヵ月児健診	12/年	748																																																	
3歳6ヵ月児健診	12/年	824																																																	
種 別	回数	受診児数																																																	
1歳6ヵ月児健診	12/年	200																																																	
2歳6ヵ月児健診	12/年	-																																																	
3歳6ヵ月児健診	12/年	176																																																	
種 別	回数	受診児数																																																	
1歳6ヵ月児健診	12/年	182																																																	
2歳6ヵ月児健診	-	-																																																	
3歳6ヵ月児健診	12/年	178																																																	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.26

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業																																																																																																																														
1 市 2 町の 現 況																																																																																																																																	
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町																																																																																																																														
健康相談・健康教育	<p>母子保健における各種健康相談・健康教育は、実施内容・回数等を調整し実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6・7ヵ月児相談</td><td>12/年</td><td>202</td></tr> <tr><td>2歳6ヵ月児相談</td><td>12/年</td><td>780</td></tr> <tr><td>個別健康相談</td><td>24/年</td><td>157</td></tr> <tr><td>栄養相談</td><td>12/年</td><td>139</td></tr> <tr><td>母乳相談</td><td>12/年</td><td>98</td></tr> <tr><td>育児相談</td><td>24/年</td><td>1,047</td></tr> <tr><td>発達相談</td><td>随時</td><td>183</td></tr> <tr><td>ファミリー(妊婦)教室</td><td>16/年</td><td>375</td></tr> <tr><td>離乳食教室</td><td>12/年</td><td>427</td></tr> <tr><td>栄養教室</td><td>15/年</td><td>171</td></tr> <tr><td>歯の教室</td><td>18/年</td><td>1240</td></tr> <tr><td>双子の会</td><td>1/年</td><td>6</td></tr> <tr><td>幼児食教室</td><td>2/年</td><td>200</td></tr> <tr><td>子ども料理教室</td><td>5/年</td><td>64</td></tr> </tbody> </table>	種 別	回数	参加者数	6・7ヵ月児相談	12/年	202	2歳6ヵ月児相談	12/年	780	個別健康相談	24/年	157	栄養相談	12/年	139	母乳相談	12/年	98	育児相談	24/年	1,047	発達相談	随時	183	ファミリー(妊婦)教室	16/年	375	離乳食教室	12/年	427	栄養教室	15/年	171	歯の教室	18/年	1240	双子の会	1/年	6	幼児食教室	2/年	200	子ども料理教室	5/年	64	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>栄養相談</td><td>26/年</td><td>26</td></tr> <tr><td>妊婦教室</td><td>15/年</td><td>141</td></tr> <tr><td>離乳食教室</td><td>12/年</td><td>117</td></tr> <tr><td>すくすく教室</td><td>12/年</td><td>221</td></tr> <tr><td>こだぬき教室</td><td>42/年</td><td>513</td></tr> <tr><td>発達相談</td><td>69/年</td><td>101</td></tr> <tr><td>ぶらんこ親の会</td><td>10/年</td><td>78</td></tr> <tr><td>個別健康相談</td><td>48/年</td><td>622</td></tr> </tbody> </table>	種 別	回数	参加者数	栄養相談	26/年	26	妊婦教室	15/年	141	離乳食教室	12/年	117	すくすく教室	12/年	221	こだぬき教室	42/年	513	発達相談	69/年	101	ぶらんこ親の会	10/年	78	個別健康相談	48/年	622	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7ヵ月児相談</td><td>12/年</td><td>158</td></tr> <tr><td>2歳6ヵ月児相談</td><td>12/年</td><td>139</td></tr> <tr><td>個別健康相談</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>栄養相談</td><td>12/年</td><td>15</td></tr> <tr><td>母乳相談</td><td>4/年</td><td>35</td></tr> <tr><td>育児相談</td><td>12/年</td><td>282</td></tr> <tr><td>発達相談</td><td>44/年</td><td>29</td></tr> <tr><td>ファミリー(妊婦)教室</td><td>9/年</td><td>40</td></tr> <tr><td>離乳食教室</td><td>37/年</td><td>507</td></tr> <tr><td>栄養教室</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>歯の教室</td><td>13/年</td><td>169</td></tr> <tr><td>双子の会</td><td>11/年</td><td>127</td></tr> </tbody> </table>	種 別	回数	参加者数	7ヵ月児相談	12/年	158	2歳6ヵ月児相談	12/年	139	個別健康相談	-	-	栄養相談	12/年	15	母乳相談	4/年	35	育児相談	12/年	282	発達相談	44/年	29	ファミリー(妊婦)教室	9/年	40	離乳食教室	37/年	507	栄養教室	-	-	歯の教室	13/年	169	双子の会	11/年	127															
種 別	回数	参加者数																																																																																																																															
6・7ヵ月児相談	12/年	202																																																																																																																															
2歳6ヵ月児相談	12/年	780																																																																																																																															
個別健康相談	24/年	157																																																																																																																															
栄養相談	12/年	139																																																																																																																															
母乳相談	12/年	98																																																																																																																															
育児相談	24/年	1,047																																																																																																																															
発達相談	随時	183																																																																																																																															
ファミリー(妊婦)教室	16/年	375																																																																																																																															
離乳食教室	12/年	427																																																																																																																															
栄養教室	15/年	171																																																																																																																															
歯の教室	18/年	1240																																																																																																																															
双子の会	1/年	6																																																																																																																															
幼児食教室	2/年	200																																																																																																																															
子ども料理教室	5/年	64																																																																																																																															
種 別	回数	参加者数																																																																																																																															
栄養相談	26/年	26																																																																																																																															
妊婦教室	15/年	141																																																																																																																															
離乳食教室	12/年	117																																																																																																																															
すくすく教室	12/年	221																																																																																																																															
こだぬき教室	42/年	513																																																																																																																															
発達相談	69/年	101																																																																																																																															
ぶらんこ親の会	10/年	78																																																																																																																															
個別健康相談	48/年	622																																																																																																																															
種 別	回数	参加者数																																																																																																																															
7ヵ月児相談	12/年	158																																																																																																																															
2歳6ヵ月児相談	12/年	139																																																																																																																															
個別健康相談	-	-																																																																																																																															
栄養相談	12/年	15																																																																																																																															
母乳相談	4/年	35																																																																																																																															
育児相談	12/年	282																																																																																																																															
発達相談	44/年	29																																																																																																																															
ファミリー(妊婦)教室	9/年	40																																																																																																																															
離乳食教室	37/年	507																																																																																																																															
栄養教室	-	-																																																																																																																															
歯の教室	13/年	169																																																																																																																															
双子の会	11/年	127																																																																																																																															
成人保健事業																																																																																																																																	
健康診査	<p>各種健康診査の実施は、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>対象者</th> <th>個人負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>診健基</td><td>集団 19歳以上</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>査康本</td><td>医療機関 19歳以上</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>検肝炎ウイル</td><td>集団 40・45・50・55・60・65・70歳の者等</td><td>700円</td></tr> <tr><td>イル</td><td>医療機関 40歳以上の者で基本健康診査で要注意者</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>査ス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>骨粗しょう</td><td>30・35・40・45・50・55・60歳の女性</td><td>500円</td></tr> <tr><td>症検診</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>40歳以上</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>40歳以上</td><td>500円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>集団 20歳以上の女性</td><td>700円</td></tr> <tr><td></td><td>医療機関 20歳以上の女性</td><td>頸部 1,700円 頸体部 2,500円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>集団 40歳以上の女性</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td></td><td>医療機関 40歳以上の女性</td><td>2,500円</td></tr> </tbody> </table> <p>子宮がん・乳がん検診は、2年に1回の受診原則として偶数年齢が対象 法改正の状況を考慮し平成17年度から実施。</p>	種 別	対象者	個人負担金	診健基	集団 19歳以上	1,300円	査康本	医療機関 19歳以上	3,000円	検肝炎ウイル	集団 40・45・50・55・60・65・70歳の者等	700円	イル	医療機関 40歳以上の者で基本健康診査で要注意者	1,000円	査ス			骨粗しょう	30・35・40・45・50・55・60歳の女性	500円	症検診			胃がん検診	40歳以上	1,000円	大腸がん検診	40歳以上	500円	子宮がん検診	集団 20歳以上の女性	700円		医療機関 20歳以上の女性	頸部 1,700円 頸体部 2,500円	乳がん検診	集団 40歳以上の女性	1,500円		医療機関 40歳以上の女性	2,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>対象者</th> <th>個人負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>診健基</td><td>集団 18歳～59歳</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>査康本</td><td>医療機関 60歳以上</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>検肝炎ウイル</td><td>集団 40・45・50・55・60・65・70歳の者等</td><td>700円</td></tr> <tr><td>イル</td><td>医療機関 40歳以上の者で基本健康診査で要注意者</td><td>700円</td></tr> <tr><td>査ス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>骨粗しょう</td><td>40・50歳の女性</td><td>600円</td></tr> <tr><td>症検診</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>40歳以上</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>40歳以上</td><td>600円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>集団 30歳以上の女性</td><td>700円</td></tr> <tr><td></td><td>医療機関 30歳以上の女性</td><td>頸部 1,700円 頸体部 2,700円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>集団 30歳以上の女性</td><td>400円</td></tr> <tr><td></td><td>医療機関 40歳以上の女性</td><td>視触診 400円 視触診+マンモグラフィ 1,800円</td></tr> </tbody> </table>	種 別	対象者	個人負担金	診健基	集団 18歳～59歳	1,300円	査康本	医療機関 60歳以上	1,300円	検肝炎ウイル	集団 40・45・50・55・60・65・70歳の者等	700円	イル	医療機関 40歳以上の者で基本健康診査で要注意者	700円	査ス			骨粗しょう	40・50歳の女性	600円	症検診			胃がん検診	40歳以上	1,000円	大腸がん検診	40歳以上	600円	子宮がん検診	集団 30歳以上の女性	700円		医療機関 30歳以上の女性	頸部 1,700円 頸体部 2,700円	乳がん検診	集団 30歳以上の女性	400円		医療機関 40歳以上の女性	視触診 400円 視触診+マンモグラフィ 1,800円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>対象者</th> <th>個人負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>診健基</td><td>集団</td><td></td></tr> <tr><td>査康本</td><td>医療機関 40歳以上</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>検肝炎ウイル</td><td>集団</td><td></td></tr> <tr><td>イル</td><td>医療機関 40・45・50・55・60・65・70歳の者等 八日市市と同じ</td><td>700円 1,000円</td></tr> <tr><td>査ス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>骨粗しょう</td><td>40・50歳の女性</td><td>500円</td></tr> <tr><td>症検診</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>40歳以上</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>40歳以上</td><td>600円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>集団 30歳以上の女性</td><td>700円</td></tr> <tr><td></td><td>医療機関 30歳以上の女性</td><td>頸部 1,700円 頸体部 2,500円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>集団 30歳以上の女性</td><td>300円</td></tr> <tr><td></td><td>50～68歳の偶数年齢</td><td>視触診+マンモグラフィ 700円</td></tr> </tbody> </table>	種 別	対象者	個人負担金	診健基	集団		査康本	医療機関 40歳以上	1,300円	検肝炎ウイル	集団		イル	医療機関 40・45・50・55・60・65・70歳の者等 八日市市と同じ	700円 1,000円	査ス			骨粗しょう	40・50歳の女性	500円	症検診			胃がん検診	40歳以上	1,000円	大腸がん検診	40歳以上	600円	子宮がん検診	集団 30歳以上の女性	700円		医療機関 30歳以上の女性	頸部 1,700円 頸体部 2,500円	乳がん検診	集団 30歳以上の女性	300円		50～68歳の偶数年齢	視触診+マンモグラフィ 700円
種 別	対象者	個人負担金																																																																																																																															
診健基	集団 19歳以上	1,300円																																																																																																																															
査康本	医療機関 19歳以上	3,000円																																																																																																																															
検肝炎ウイル	集団 40・45・50・55・60・65・70歳の者等	700円																																																																																																																															
イル	医療機関 40歳以上の者で基本健康診査で要注意者	1,000円																																																																																																																															
査ス																																																																																																																																	
骨粗しょう	30・35・40・45・50・55・60歳の女性	500円																																																																																																																															
症検診																																																																																																																																	
胃がん検診	40歳以上	1,000円																																																																																																																															
大腸がん検診	40歳以上	500円																																																																																																																															
子宮がん検診	集団 20歳以上の女性	700円																																																																																																																															
	医療機関 20歳以上の女性	頸部 1,700円 頸体部 2,500円																																																																																																																															
乳がん検診	集団 40歳以上の女性	1,500円																																																																																																																															
	医療機関 40歳以上の女性	2,500円																																																																																																																															
種 別	対象者	個人負担金																																																																																																																															
診健基	集団 18歳～59歳	1,300円																																																																																																																															
査康本	医療機関 60歳以上	1,300円																																																																																																																															
検肝炎ウイル	集団 40・45・50・55・60・65・70歳の者等	700円																																																																																																																															
イル	医療機関 40歳以上の者で基本健康診査で要注意者	700円																																																																																																																															
査ス																																																																																																																																	
骨粗しょう	40・50歳の女性	600円																																																																																																																															
症検診																																																																																																																																	
胃がん検診	40歳以上	1,000円																																																																																																																															
大腸がん検診	40歳以上	600円																																																																																																																															
子宮がん検診	集団 30歳以上の女性	700円																																																																																																																															
	医療機関 30歳以上の女性	頸部 1,700円 頸体部 2,700円																																																																																																																															
乳がん検診	集団 30歳以上の女性	400円																																																																																																																															
	医療機関 40歳以上の女性	視触診 400円 視触診+マンモグラフィ 1,800円																																																																																																																															
種 別	対象者	個人負担金																																																																																																																															
診健基	集団																																																																																																																																
査康本	医療機関 40歳以上	1,300円																																																																																																																															
検肝炎ウイル	集団																																																																																																																																
イル	医療機関 40・45・50・55・60・65・70歳の者等 八日市市と同じ	700円 1,000円																																																																																																																															
査ス																																																																																																																																	
骨粗しょう	40・50歳の女性	500円																																																																																																																															
症検診																																																																																																																																	
胃がん検診	40歳以上	1,000円																																																																																																																															
大腸がん検診	40歳以上	600円																																																																																																																															
子宮がん検診	集団 30歳以上の女性	700円																																																																																																																															
	医療機関 30歳以上の女性	頸部 1,700円 頸体部 2,500円																																																																																																																															
乳がん検診	集団 30歳以上の女性	300円																																																																																																																															
	50～68歳の偶数年齢	視触診+マンモグラフィ 700円																																																																																																																															

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.27

協定項目番号	15 - 3	協定項目名	健康福祉関係事業																																																																																
1 市 2 町の 現 況																																																																																			
項 目	東近江市(現況及び方針)		能登川町		蒲生町																																																																														
健康相談・健康教育	<p>各種検診の個人負担金免除は、旧八日市市、旧永源寺町の例により実施する。</p> <p>旧八日市市・旧永源寺町の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人負担金の免除</li> <li>基本健康診査、肝炎ウイルス検査、がん検診は、70歳以上及び住民税非課税世帯の者は無料</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人負担金の免除</li> <li>基本健康診査、がん検診は、70歳以上は無料</li> <li>基本健康診査は、住民税非課税世帯の者は無料</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人負担金の免除</li> <li>全ての検診で70歳以上の者と蒲生町の国保加入者は無料。</li> <li>(肝炎二次検診は70歳以上の者のみ無料)</li> </ul>																																																																														
	<p>成人保健における各種健康相談・健康教育は、実施内容・回数等を調整し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談 重点・介護家族・総合</li> <li>健康教育 個別・集団・介護家族</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談 重点・介護家族・総合</li> <li>健康教育 集団・介護家族</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談 重点・介護家族・総合</li> <li>健康教育 個別・集団・介護家族</li> </ul>																																																																														
予防接種事業	<p>各種予防接種の実施は、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>対象者</th> <th>個 人 負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>医療機関 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>医療機関 1歳～7歳 6ヵ月未満児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>医療機関 1歳～7歳 6ヵ月未満児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日本脳炎</td> <td>医療機関 3歳～7歳 6ヵ月未満児</td> <td rowspan="2">無料</td> </tr> <tr> <td>集団 小4・中3年生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二種混合</td> <td>医療機関 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児</td> <td rowspan="2">無料</td> </tr> <tr> <td>集団 小学6年生</td> </tr> <tr> <td>ポリオ</td> <td>集団 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>高齢者インフルエンザ</td> <td>医療機関 65歳以上の者等</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	対象者	個 人 負担金	三種混合	医療機関 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児	無料	麻しん	医療機関 1歳～7歳 6ヵ月未満児	無料	風しん	医療機関 1歳～7歳 6ヵ月未満児	無料	日本脳炎	医療機関 3歳～7歳 6ヵ月未満児	無料	集団 小4・中3年生	二種混合	医療機関 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児	無料	集団 小学6年生	ポリオ	集団 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児	無料	高齢者インフルエンザ	医療機関 65歳以上の者等	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>対象者</th> <th>個 人 負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三種混合</td> <td>集団 1歳4ヵ月～7歳6ヵ月 未満児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>医療機関 1歳3ヵ月～7歳6ヵ月 未満児</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>医療機関 1歳3ヶ月～7歳6ヵ月 未満児</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>医療機関 1歳～3歳 未満児</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日本脳炎</td> <td>医療機関 3歳、4歳 児</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>集団 小4・中3年生</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合</td> <td>集団 小学6年生</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ポリオ</td> <td>集団 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>高齢者インフルエンザ</td> <td>医療機関 65歳以上の者等</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	対象者	個 人 負担金	三種混合	集団 1歳4ヵ月～7歳6ヵ月 未満児	無料	医療機関 1歳3ヵ月～7歳6ヵ月 未満児	1,500円	麻しん	医療機関 1歳3ヶ月～7歳6ヵ月 未満児	1,000円	風しん	医療機関 1歳～3歳 未満児	1,000円	日本脳炎	医療機関 3歳、4歳 児	1,000円	集団 小4・中3年生	無料	二種混合	集団 小学6年生	無料	ポリオ	集団 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児	無料	高齢者インフルエンザ	医療機関 65歳以上の者等	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>対象者</th> <th>個 人 負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>医療機関 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>医療機関 1歳～7歳 6ヵ月未満児</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>医療機関 1歳～7歳 6ヵ月未満児</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>集団 3歳～7歳 6ヵ月未満児、小4・ 中3年生</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合</td> <td>集団 小学6年生</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ポリオ</td> <td>集団 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>高齢者インフルエンザ</td> <td>医療機関 65歳以上の者等</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	対象者	個 人 負担金	三種混合	医療機関 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児	無料	麻しん	医療機関 1歳～7歳 6ヵ月未満児	1,000円	風しん	医療機関 1歳～7歳 6ヵ月未満児	1,000円	日本脳炎	集団 3歳～7歳 6ヵ月未満児、小4・ 中3年生	無料	二種混合	集団 小学6年生	無料	ポリオ	集団 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児	無料	高齢者インフルエンザ	医療機関 65歳以上の者等	1,000円
種 別	対象者	個 人 負担金																																																																																	
三種混合	医療機関 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児	無料																																																																																	
麻しん	医療機関 1歳～7歳 6ヵ月未満児	無料																																																																																	
風しん	医療機関 1歳～7歳 6ヵ月未満児	無料																																																																																	
日本脳炎	医療機関 3歳～7歳 6ヵ月未満児	無料																																																																																	
	集団 小4・中3年生																																																																																		
二種混合	医療機関 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児	無料																																																																																	
	集団 小学6年生																																																																																		
ポリオ	集団 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児	無料																																																																																	
高齢者インフルエンザ	医療機関 65歳以上の者等	1,000円																																																																																	
種 別	対象者	個 人 負担金																																																																																	
三種混合	集団 1歳4ヵ月～7歳6ヵ月 未満児	無料																																																																																	
	医療機関 1歳3ヵ月～7歳6ヵ月 未満児	1,500円																																																																																	
麻しん	医療機関 1歳3ヶ月～7歳6ヵ月 未満児	1,000円																																																																																	
風しん	医療機関 1歳～3歳 未満児	1,000円																																																																																	
日本脳炎	医療機関 3歳、4歳 児	1,000円																																																																																	
	集団 小4・中3年生	無料																																																																																	
二種混合	集団 小学6年生	無料																																																																																	
ポリオ	集団 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児	無料																																																																																	
高齢者インフルエンザ	医療機関 65歳以上の者等	1,000円																																																																																	
種 別	対象者	個 人 負担金																																																																																	
三種混合	医療機関 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児	無料																																																																																	
麻しん	医療機関 1歳～7歳 6ヵ月未満児	1,000円																																																																																	
風しん	医療機関 1歳～7歳 6ヵ月未満児	1,000円																																																																																	
日本脳炎	集団 3歳～7歳 6ヵ月未満児、小4・ 中3年生	無料																																																																																	
二種混合	集団 小学6年生	無料																																																																																	
ポリオ	集団 3ヵ月～7歳 6ヵ月未満児	無料																																																																																	
高齢者インフルエンザ	医療機関 65歳以上の者等	1,000円																																																																																	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.28

協定項目番号	15 - 3	協定項目名		健康福祉関係事業																															
1 市		2 町		現 況																															
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町		蒲生町																															
結核予防事業	<p>BCG直接接種の実施については、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接種方法</th> <th>対象者</th> <th>個人負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団</td> <td>6か月未満</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>法律改正の状況を考慮し、平成17年度から実施。</p> <p>結核健康診断の実施については、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施方法</th> <th>対象者</th> <th>個人負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団</td> <td>40歳以上の者で学校、職場、医療機関等で受診しない者</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>法律改正の状況を考慮し、平成17年度から実施。</p>	接種方法	対象者	個人負担金	集団	6か月未満	無料	実施方法	対象者	個人負担金	集団	40歳以上の者で学校、職場、医療機関等で受診しない者	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>接種方法</th> <th>対象者</th> <th>個人負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団</td> <td>3ヵ月～4歳児</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施方法</th> <th>対象者</th> <th>個人負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団</td> <td>16歳以上の者で学校、職場、医療機関等で受診しない者</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>		接種方法	対象者	個人負担金	集団	3ヵ月～4歳児	無料	実施方法	対象者	個人負担金	集団	16歳以上の者で学校、職場、医療機関等で受診しない者	無料	<p>同 左</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施方法</th> <th>対象者</th> <th>個人負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団</td> <td>18歳以上の者で学校、職場、医療機関等で受診しない者</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>		実施方法	対象者	個人負担金	集団	18歳以上の者で学校、職場、医療機関等で受診しない者	無料
接種方法	対象者	個人負担金																																	
集団	6か月未満	無料																																	
実施方法	対象者	個人負担金																																	
集団	40歳以上の者で学校、職場、医療機関等で受診しない者	無料																																	
接種方法	対象者	個人負担金																																	
集団	3ヵ月～4歳児	無料																																	
実施方法	対象者	個人負担金																																	
集団	16歳以上の者で学校、職場、医療機関等で受診しない者	無料																																	
実施方法	対象者	個人負担金																																	
集団	18歳以上の者で学校、職場、医療機関等で受診しない者	無料																																	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 1	協定項目名	健康福祉関係事業	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
8. 病院(診療所)				
診療体制	<p>旧永源寺町、旧愛東町及び旧湖東町が運営する診療所については、現行のとおり引き継ぐ。</p> <p><b>永源寺診療所</b> 診療科 内科 小児科 整形外科</p> <p><b>永源寺東部出張診療所</b> 診療科 内科 小児科</p> <p><b>あいとう診療所</b> 診療科 内科 小児科 整形外科 内科のリハビリについても実施</p> <p><b>湖東診療所</b> 診療科 内科 小児科 整形外科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科</p>	<p><b>能登川町国民健康保険能登川病院</b> 診療科 内科 消化器科 循環器科 外科 肛門科 小児科 整形外科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 皮膚科</p> <p>病床数 120床</p>	<p><b>蒲生町国民健康保険蒲生町病院</b> 診療科 内科 外科 小児科 整形外科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 脳神経外科 放射線科 リハビリテーション科</p> <p>病床数 120床</p> <p><b>鋳物師診療所</b> 診療科 内科</p> <p><b>長峰診療所</b> 診療科 内科</p>	<p>【調整内容】 能登川町及び蒲生町が運営する病院・診療所については、現行のとおり東近江市に引き継ぐ。 また、地域の医療を維持するため、医療機関の連携や機能分担などを踏まえ、合併後の東近江市の医療体制について、早期に総合的な検討を行う。</p>
文書手数料	<p>診断書等の手数料については、以下のとおりとする。</p> <p>一般診断書 1,500円 学校提出用診断書 無料 (高校生500円)</p> <p>健康診断書 免許資格取得用 3,000円 胸部レントゲン有り 3,000円+検査料 鉄砲所持用診断書 5,000円 死亡診断書 3,500円 1通増すごとに 1,500円 死体検案書 7,000円 1通増すごとに 1,500円 おむつ使用診断書 無料</p>	<p>一般診断書 1,500円 学校提出用診断書 無料</p> <p>健康診断書 免許資格取得用 1,500円 胸部レントゲン有り 1,500円+検査料 鉄砲所持用診断書 1,500円 死亡診断書 2,000円</p> <p>死体検案書 2,000円</p> <p>おむつ使用診断書 無料 自動車損害賠償責任診断書 3,000円 生命保険用診断書 3,000円</p>	<p>一般診断書 1,580円 学校提出用診断書 無料</p> <p>健康診断書 免許資格取得用 1,580円 胸部レントゲン有り 1,580円+検査料 鉄砲所持用診断書 1,500円 死亡診断書 3,150円</p> <p>死体検案書 3,150円</p> <p>おむつ使用診断書 無料 自動車損害賠償責任診断書 4,200円 生命保険用診断書 3,200円 出産証明書 3,150円</p>	<p>【調整内容】 東近江市で定めていない手数料については、合併時まで調整する。</p>